

令和4年10月1日診療分から、埼玉県内全域※で現物給付が始まりました！

※現物給付を実施する医療機関でのみ

こども医療費支給制度の概要

この制度は、こどもの健康の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、保護者に対し、こどもの医療費（保険適用分）について、以下の①か②の方法により支給するものです。

対象者 市内に住所を有する0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

支給内容 医療保険制度による医療費及び他の法令による医療費の本人負担額。

※対象にならないもの

- ・予防接種や健康診断など、自費分。
- ・入院時食事療養負担額。
- ・高額療養費および附加給付費（健康保険からの療養費給付制度）。
→高額療養費・附加給付費の請求方法は、加入する健康保険組合等にお問い合わせください。
- ・日本スポーツ振興センターの災害共済給付（学校・保育所活動中のこどもの傷病）。
→詳しくは、学校・保育所にご確認ください。

※救急の場合を除き、平日診療時間内に受診することや重複受診をしないなど、適正受診にご協力下さい。

※後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用にご協力ください。



桶川市マスコットキャラクター
オケちゃん

① 現物給付（医療機関の窓口で支払いせずに受診すること）

次のすべての条件を満たすとき

- ・現物給付を実施する医療機関を受診（県内でも実施していない医療機関があります。）
 - ・受診時に必ず、こども医療費受給資格証を提示
 - ・一医療機関でのひと月の累計自己負担金額（保険適用分）が21,000円未満
- ※ 治療用眼鏡などの装具を作った場合や、その他上記以外の場合、窓口負担が発生しますので、②の方法により手続きしてください。

② 償還払い申請（医療機関の窓口で支払いした場合の申請方法）

次のアカイの方法でこども医療費医療費支給申請書を提出してください。記載例は、裏面にございます。

ア、氏名、保険点数等記入のある領収書を申請書の領収書欄にホッチキスで留め、次の提出先に提出してください（郵送で市役所に提出することでもできます）。提出日の翌月末に、医療費が振り込まれます。

【提出先】市役所子ども未来課・駅西口連絡所（おけがわマイン4階）・保健センター・子育て支援センター・桶川公民館・桶川東公民館・川田谷公民館・加納公民館・各公立保育所（通所されている家族の方の分に限りま。）

イ、桶川市、上尾市、北本市、伊奈町にある協定医療機関では、医療機関窓口で申請書の提出ができます。その場合は、提出日の翌々月末に、医療費が振り込まれます。

申請書を作成する際にご注意いただきたいこと

- ・申請書は、月単位、医療機関単位、入院・外来別、医科・歯科別に作成してください。
- ・診療月の翌月以降に申請してください。

（支払いから5年間申請できますが、健康保険組合への療養費の請求期限は2年間のため、期限内に手続きした場合支給されたであろう未支給の高額療養費や附加給付費を差引いてこども医療費を支給します。）

届出事項 住所や加入医療保険、振込口座等に変更があった場合は、①受給資格証 ②その他変更を証明するもの（保険証等、通帳など）を持参し、子ども未来課で変更手続きを行ってください。

※記号・番号・氏名・資格取得日（認定日）・被保険者氏名・保険者番号・保険者名が必要です。

受給資格証返還 次の場合は受給者証を返還してください。

- ◆こどもが市外に転出するとき。
- ◆年齢が有効期限に達したとき。
- ◆その他、受給資格を喪失したとき。

桶川市役所 子ども未来課 手当・医療係
〒363-8501 桶川市泉1丁目3番28号
Tel 048-788-4945（直通）